

議案件名（平成28年第3回定例会）

予算案	5件（補正予算5件）
条例案	9件（制定1件、一部改正8件）
一般議案	4件（工事請負契約2件、議決事件の一部変更1件、市道路線の認定1件）
決算関連議案	1件（未処分利益剰余金の処分1件）
決算の認定	18件

計37件

（ 予 算 案 ）

- 1 平成28年度千葉市一般会計補正予算(第2号)
- 2 平成28年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 3 平成28年度千葉市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 4 平成28年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 5 平成28年度千葉市下水道事業会計補正予算(第1号)

（ 条 例 案 ）

- 1 千葉市市税条例の一部改正について（財政局 税務部 税制課）

地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税のグリーン化特例の適用期限を延長するほか、所要の改正を行う。

- (1) 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の適用期限を1年間延長し、平成28年度中に新規取得した軽乗用車等に適用する。

・主な内容

(1台当たり)

区 分			本来の税率	軽課税率		
				電気自動車等	H32燃費基準 +20%達成車	H32 燃費基準 達成車
軽 乗 用 車	四輪車	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
	三輪車		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円

- (2) 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)を導入し、一定の再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定める。(H28.4.1~H30.3.31取得分に適用)
 - ア 太陽光発電設備及び風力発電設備に係る課税標準の特例割合 2/3(従前と同じ)
 - イ 水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備に係る課税標準の特例割合 1/2(従前は2/3)

※わがまち特例

地方税の特例措置について、従来、国が一律に定めていた特例割合を条例で決定できるようにする仕組

- (3) 施行期日 H29.4.1((2)については、公布の日)
- (4) 法改正 H28.3.31公布 H28.4.1ほか施行

2 千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について (保健福祉局 高齢障害部 高齢施設課)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、地域密着型通所介護事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるほか、所要の改正を行う。

- (1) 介護保険法及び省令の改正に伴い、小規模の通所介護(通所介護のうち利用定員が19人未満のもの)が従来の居宅サービスから地域密着型サービスに移行したことに伴い、地域密着型通所介護事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める。
※ 非常災害対策、記録の保存期間(5年間)及び虐待防止研修の実施について、国基準に上乗せした基準(市独自基準)を定める。
- (2) 省令改正に伴い、認知症対応型通所介護事業者は、運営推進会議を設置しなければならないこととする。
※運営推進会議
事業者自らが提供するサービスの内容等を明らかにすることにより、適正な事業運営に資するとともに、地域に開かれたサービスとすることでサービスの質の確保と向上を図るもの。利用者、あんしんケアセンターの職員、地域住民の代表者等で構成する。
- (3) 小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂の最低面積の基準を「3㎡×通いサービスの利用定員」とする。(市独自基準。改正前は、「機能を発揮しうる適当な広さ」)
- (4) 改正する条例
千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例ほか6条例
- (5) 施行期日 H28. 11. 1
- (6) 法改正 H26. 6. 25公布 H28. 4. 1施行
省令改正 H28. 2. 5ほか公布 H28. 4. 1施行

3 千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

(病院局 経営企画課)

海浜病院の診療科目を追加する。

- (1) 海浜病院の診療科目に「脳神経外科」を加える。
※ 月2回の外来診療を行う。
- (2) 施行期日 H28. 10. 1

4 千葉市証明等手数料条例及び千葉市印鑑条例の一部改正について
(市民局 市民自治推進部 区政推進課)

コンビニエンスストアに設置された多機能端末等により住民票の写し等を交付する場合の手数料の額を定めるとともに、多機能端末等により印鑑登録証明書を交付できることとするほか、所要の改正を行う。

- (1) コンビニ交付サービスにより証明書を交付する場合の手数料の額を定める。
(1通につき)

交付する証明書	手数料の額	(参考)窓口交付の場合
住民票の写し	250円	300円
印鑑登録証明書	250円	300円
戸籍の全部・個人事項証明書	400円	450円
市県民税所得証明書	250円	300円

※コンビニ交付サービス

マイナンバーカード(個人番号カード)を利用してコンビニエンスストアに設置された多機能端末等进行操作し、住民票の写し等の各種証明書の交付を受けることができるサービス

- (2) コンビニ交付サービスにより印鑑登録証明書を交付できることとする。
(3) 印鑑登録証明書に性別を記載しないこととする。
(4) 施行期日 規則で定める日

5 千葉市スポーツ施設設置管理条例の一部改正について
 (市民局 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課)

新たに、磯辺スポーツセンターを設置するとともに、高洲市民プールの名称及び位置を変更する。

(1) 千葉市磯辺スポーツセンターの設置

ア 施設の概要(旧磯辺第二中学校跡施設)

- ・位置 美浜区磯辺1丁目50番1号
- ・面積 約22,000㎡
- ・施設 体育館(既存施設を改修)、多目的グラウンド(少年軟式野球場又は少年サッカー場)2面

イ 管理

指定管理者による管理(H33.3.31までに限り非公募)

ウ 主な利用料金の上限額

(ア) 体育館(他の施設の体育館と同額)

- ・個人使用の場合

区分	2時間まで	超過1時間につき
一般	220円	110円
中・高校生	100円	50円
小学生以下	70円	35円

(イ) 多目的グラウンド(専用使用のみ) (1面につき)

区分	2時間まで	超過1時間につき
一般	1,420円	710円
高校生	680円	340円
中学生以下	460円	230円

(2) 千葉市高洲市民プールの名称、位置等の変更

	変更前	変更後
名称	千葉市高洲市民プール	千葉市高洲スポーツセンター
位置	美浜区高洲4丁目2番1号	美浜区高洲4丁目2番2号
施設	プール(25m、50m)※専用使用あり 体育館(495㎡)	プール(25m、子供用)※専用使用なし 体育館(約800㎡)

※利用料金は、変更なし。

(3) 施行期日 規則で定める日((2)については、H29.4.1)

6 千葉市産業用地整備支援事業審査会設置条例の制定について
(経済農政局 経済部 産業支援課)

産業用地整備支援事業審査会を設置する。

- (1) 市の支援制度の対象とする産業用地の整備に係る事業計画の審査等を行うため、審査会を設置する。
- ア 所掌事務 産業用地の整備に係る次の事項について、市長の諮問に応じ、調査審議し、答申する。
- (ア) 事業計画の募集に関する事項
 - (イ) 事業計画の選定に係る基準に関する事項
 - (ウ) 事業計画の審査及び評価に関する事項
 - (エ) その他市長が必要と認める事項
- イ 委員
- 人数 5人(学識経験者、金融機関の職員、各種経済団体の職員等)
- 任期 2年
- ※市の支援制度
- 民間活力を導入した産業用地の整備を進めるため、新たに支援制度を設ける。
- ・ 民間企業が行う産業用地の整備に係る経費のうち、周辺インフラ部分(道路、下水道等)の整備に係る費用について、限度額の範囲内で市が「建設負担金」を交付する。
 - ・ 支援の対象とする事業計画は公募し、本審査会による審査、答申を経て、市において選定する。
 - ・ 事業の進捗状況(開発、分譲等の状況)を審査会に報告し、助言等を求める。
- (2) 施行期日 公布の日

7 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
(こども未来局 こども未来部 幼保運営課)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、保育所等における保育士等の配置要件を緩和する。

- (1) 省令等の改正に伴い、当分の間、保育士(認定こども園にあっては、保育教諭(幼稚園教諭で保育士登録を受けた者))の配置要件を緩和する。
- ア 朝夕等の保育士配置の要件弾力化
- 最低2人の保育士を配置しなければならない要件について、利用児童が少数である時間帯に限り、保育士の配置を1人とすることができることとする。(1人は、「保育士と同等の知識・経験を有する者」を配置)
- イ 幼稚園教諭等の活用
- 幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭を保育士に代えて活用することができることとする。(ただし、2/3以上は保育士)
- ウ 研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化
- 利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えて必要となる職員について「保育士と同等の知識・経験を有する者」を保育士とみなすことができることとする。(ただし、2/3以上は保育士)
- ※保育士と同等の知識・経験を有する者
- 保育所等で十分な業務経験を有する者、子育て支援員研修を修了した者など
- (2) 改正する条例
- ア 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
 - イ 千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
 - ウ 千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
 - エ 千葉市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例
- (3) 施行期日 公布の日
- (4) 省令等改正 H28. 2. 18ほか公布 H28. 4. 1ほか施行

8 千葉市立小学校設置条例の一部改正について

(教育委員会事務局 学校教育部 学事課)

花見川第一小学校及び花見川第二小学校を統合し、新たに花見川小学校を設置する。

- (1) 花見川小学校の位置 花見川区花見川4番1号(花見川第一小学校の位置)
- (2) 施行期日 H29. 4. 1

9 千葉市都市公園条例の一部改正について (都市局 公園緑地部 公園管理課)

蘇我スポーツ公園に第2多目的グラウンド(南)を設置するほか、所要の改正を行う。

- (1) 蘇我スポーツ公園に第2多目的グラウンド(南)を設置する。

ア 施設の概要

- ・面積 23,800㎡
- ・施設 土系グラウンド4面(夜間照明、管理事務所なし)※少年軟式野球等に利用
- ・供用時間 午前9時から午後5時まで

イ 管理

指定管理者による管理(H32. 3. 31までに限り非公募)

ウ 利用料金の上限額

(1時間につき)

区 分		アマチュアが使用する とき	アマチュア以外が 使用する とき
1面(少年軟式野球場)	一 般	900円	1,800円
	高校生	450円	
	小・中学生	300円	

- (2) 公園における「公衆に危害を及ぼすおそれのある行為」及び「公衆の迷惑となる行為」を禁止行為として明確化する。
- (3) 施行期日 H29. 4. 1((2)についてはH29. 1. 1)

(一 般 議 案)

- 1 工事請負契約について(液状化対策施設工事(磯辺4丁目28-1工区))
(都市局 都市部 市街地整備課)

施 工 場 所	美浜区磯辺4丁目地内
工 事 概 要	(1)管推進工一式 (2)人孔築造工一式
契 約 方 法	制限付一般競争入札(総合評価落札方式)
契 約 金 額	521,640,000円
工 期	契約締結日の翌日から平成29年3月18日まで
請 負 者	伊藤・京葉工管建設共同企業体

- (1) 東日本大震災において、地盤の液状化により被害を受けた磯辺4丁目地区内の液状化対策として、街区道路に地下水を集水するための集排水管を布設する。

- 2 工事請負契約について(液状化対策施設工事(磯辺4丁目28-2工区))
(都市局 都市部 市街地整備課)

施 工 場 所	美浜区磯辺4丁目地内
工 事 概 要	(1)管推進工一式 (2)人孔築造工一式
契 約 方 法	制限付一般競争入札(総合評価落札方式)
契 約 金 額	452,520,000円
工 期	契約締結日の翌日から平成29年3月18日まで
請 負 者	白川・伊藤建設共同企業体

- (1) 東日本大震災において、地盤の液状化により被害を受けた磯辺4丁目地区内の液状化対策として、街区道路に地下水を集水するための集排水管を布設する。

- 3 議決事件の一部変更について(旧千葉市立磯辺第一小学校解体工事に係る工事請負契約)
(教育委員会事務局 教育総務部 学校施設課)

工 期	変更前	契約締結日の翌日から420日間
	変更後	契約締結日の翌日から467日間
		(契約締結日 平成27年9月15日)

- (1) 議決年月日 H27.9.15
H28.6.24(契約金額及び工期の変更)

- (2) 変更の理由

工事現場内で発生した事故により工事が中断し、事故原因の調査及び安全対策の検討に時間を要したことや、安全対策を講じた施工方法への変更により、工事に時間を要することから、工期を変更する。

4 市道路線の認定について

(建設局 土木部 路政課)

認 定 22路線

- (1) 都市計画法に基づく開発行為等に伴う路線の認定

(決算関連議案)

- 1 平成27年度千葉市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(建設局 下水道管理部 下水道経営課)

未処分利益剰余金2,792,072,398円のうち1,613,317,229円を減債積立金に積み立て、1,178,755,169円を資本金に組み入れる。

- (1) 未処分利益剰余金について、一部を企業債の償還に充てるため減債積立金に積み立てるとともに、H27年度に企業債償還に使用した減債積立金の額に相当する額を資本金に組み入れる。

(決算の認定)

- 1 決算の認定について

}

18

(平成27年度の一般会計、14特別会計、3企業会計の各会計の決算の認定)